

1 これまでのセンター運営の基本的な考え方、運営方針について**(1) 横浜市東部地域療育センターの運営方針**

子どもの発達特性とライフステージの連続性を考慮した“地域療育”を実践することと、療育の専門職が有機的な連携を発揮するための“治療構造”を構築することを両輪とし、利用者職員が共に生きる喜びと誇りを持って成長していけることを目指しています。医療、リハビリテーション、保育、ソーシャルワークなどの専門スタッフが常に連携をとって、子ども一人ひとりへの療育サービスを提供します。

- ◆ 私たちは、子どもたちとご家族の暮らしを人間の尊厳をもって受けとめます。
- ◆ 私たちは、子どもたち個々の発達特性を尊重し、支援技術を磨きます。
- ◆ 私たちは、子どものライフステージの連続性に応じた療育態勢を築きます。
- ◆ 私たちは、子どもたちとご家族が、地域で自立し安らかに暮らすための「地域療育」に貢献します。

(2) センター運営の基本的な考え方

- ① 生活支援と発達支援を必要とする乳幼児期の子どもとご家族に対して、療育のサービスを提供します。
- ② 心理的発達障害や身体障害をもつ学齢期の子どもとご家族へ、教育と連携した療育支援を提供します。
- ③ 通園部門および診療部門の利用料金制に基づく運営体制と市民に認められる事業体制を構築します。

2 重点的に取り組んできた事項について**(1) 利用者増加に伴う対応****① 診療枠の拡大**

- ・初診枠については診療室を増設するなどして枠の拡大を図りました。現在、医師の確保・育成についても東部センター全体の組織で総力を挙げて取り組んでいます

② 相談ルーム「いろは」（以下「いろは」と表記）の開設と初回面談の早期実施

- ・相談申込件数は令和4年度1,031人で、前年937人と比べ、94人増加しています。令和3年度の初診件数は779人でしたが、令和4年度は864人と増加しています。これらの対策として、「いろは」を平成29年6月より開設し、相談体制の強化と集団療育参加までの保護者の不安軽減を目的に、面談及び集団支援（ひろば）事業を継続的に実施しています。初回面談を1カ月以内に実施することにより、今後の療育センターの利用方法やサービスについて丁寧な説明が可能となり、また、ひろば事業としての保育を実施しながら、随時の相談を受ける事ができるので、早期の育児支援が可能となりました。

(2) 地域生活への支援を実践する拠点として**① 関係機関に向けて**

- ・学校支援については他センターに先駆けモデル事業として展開しており、現在でも学校からの信頼のもと40校中38校、95%の訪問をおこなっております。
- ・ソーシャルワーカー（以下SW）による要配慮研修を鶴見区、神奈川区で行い、述べ400名近い幼稚園教諭や保育士の参加を得ています。オンライン研修も実施しました。
- ・地域の自立支援協議会を対象とした関係者会議に積極的に参加し、関係作りに努めています。

② 保護者に向けて

- ・地域ニーズ事業として福祉保健センターの保健師と協働し、4か月療育相談において精神発達の質的問題を疑われる乳幼児との遊び方や子育ての工夫を心理士から伝えています。
- ・また増加している要支援や外国人へのフォローも相談ルーム「いろは」（以下「いろは」と表記）を拠点に園と協働しながら行っています。

取組状況を記入願います。

| 項 目 | 取 組 状 況 |
|------------------------------|--|
| 1 利用者からの苦情・要望を受け入れるための仕組み・工夫 | <p>(1) 苦情解決制度(第三者委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知方法、現指定期間中の苦情解決制度利用件数、利用件数(制度利用事案)についての対応結果 ・利用者の方には、センター内の掲示板や各事業の重要事項説明会を利用し、周知を行いました。 ・職員にはセンター内会議及び職員研修により周知を図っています。 ・現指定期間中の苦情解決制度利用件数は0件です。 <p>(2) 苦情解決制度(第三者委員)以外の仕組み・工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター内、6階掲示板にご意見箱を設置し、利用者からの意見等が受け入れ易くなるように考慮しました。 ・困難な苦情に対しては、施設及び法人関係者と第三者委員で構成される苦情解決委員会を設け、解決を図ります。 |
| 2 支援計画、個別支援計画の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・作成の対象児童、計画の概要(項目等)、計画作成の手順、計画見直しの時期・頻度 ※計画の種類が複数ある場合は、それぞれについて記入してください。 <p>(1) 支援計画(センター全体)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①作成の対象児童 <ul style="list-style-type: none"> ・新規利用児全員 ②計画の概要(項目) <ul style="list-style-type: none"> ・診療結果の確認 ・各科の処遇方針 ・対象児のアセスメントに応じた、目標設定と治療的介入の頻度、達成時期 ③計画見直しの時期・頻度 <ul style="list-style-type: none"> ・集団療育開始時 ・対象児の状況に応じて複数の職員が会議等で検討し適切に対応 ④計画作成までの過程(手順) <ul style="list-style-type: none"> ・初診、評価後に処遇検討会議において作成 <p>(2) 個別支援計画(児童発達支援センター)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①作成の対象児童 <ul style="list-style-type: none"> 通園在籍児童(令和4年度88名) ②計画の概要(項目) <ul style="list-style-type: none"> (生活支援)・健康・医療・基本的生活動作(食事・着替え・排泄) (発達支援)・感覚・運動・遊び・活動 ・コミュニケーション(理解・表出)・対人関係、情緒、行動 (家庭支援)・家族、本人の意向・家庭の状況 (地域支援)・地域の利用機関・進路 ③計画の見直し時期・頻度 <ul style="list-style-type: none"> 開始3月 前期6月 前期の具体的な計画 後期10月 前期の結果と後期の計画 まとめ2～3月 後期の結果と年間のまとめ (継続児は次年度の目標を提示) ④個別支援計画作成までの手順 <ul style="list-style-type: none"> ・評価報告書、ソーシャルワーカーなどからの情報や前年度担当者からの申し送りを含めたアセスメントの実施 ・療育開始前に開始前計画の作成と提示 ・療育開始後に行動観察と保護者面談の実施し再評価を行う ・クラス職員、関係職員を含めた個別支援会議の実施 ・個別支援計画の作成 ・利用者へ個別支援計画の提示 ・利用者の承認、否認の際は訂正再提示を行う ・計画の実施と評価 ・5～6か月をめぐりに利用者計画の結果報告と見直しを行い新たな計画を提示する |

| | |
|-----------------------------------|---|
| <p>3 地域・関係機関との情報交換、意見交換の機会の設定</p> | <p>・令和4年度の実績(時期、回数等)</p> <p>①運営協議会 ・地域関係機関、地域関係者、利用者代表などの構成による運営協議会を年2回開催(6月と11月)し、東部センターの運営について協議しました。</p> <p>②その他地域の関係機関等との会議等 ・各区福祉保健センター連絡会(年1回)への出席 ・各区自立支援協議会(代表者会議・年1回、担当者会議年8回) ・特別支援教育総合センター関係会議への出席 ・虐待/DV防止会議(鶴見区・神奈川区、各年2回) ・横浜市地域療育センター言語聴覚運営連絡協議会(年1回、5月) ・横浜市聴覚乳幼児運営連絡会議(年1回、11月) ・神奈川区福祉保健センター「難聴児早期発見のために」(講演、3月)</p> |
| <p>4 実習生、研修生、ボランティアの受入れ</p> | <p>・令和4年度の実績 (実習生(単位取得のための学生等)・研修生(他施設職員等)・ボランティアの受入れ人数、受入れの際の対応、受入れの制限及び配慮事項等)</p> <p>令和4年度の実績(実人数)</p> <p>①実習生(単位取得のための学生等) 2週間～4週間 6名 ②研修生(他施設職員等) 1日間 32名 ③ボランティアの受け入れ人数 1団体(登録者17名)</p> <p>受け入れにあたっての対応</p> <p>〈通園課:実習生〉 ・前年度11月までに各養成校より申込み ・所内会議で選考し12月中に受け入れ可否の通知 ・4月 各養成校へ日程を通知し契約締結 ・5月 実習前オリエンテーションの実施 ・6月 順次実習開始(社会福祉士23日・保育士11日) ・実習終了後に成績評価表等の返送</p> <p>〈研修生〉 ・管理職宛に依頼—主任が内部調整を行い受入の可否を通知—当日は担当者が説明と対応</p> <p>〈きょうだい児保育 ボランティア〉 ・年度初めに受入規約を確認し、利用希望者への説明を実施。 受け入れ後は利用者と連絡帳による情報交換を行います。</p> <p>受け入れにあたっての配慮事項等 ※各科共通:実習生・研修生に個人情報保護に関する誓約書への署名を義務付け、個人情報保護への理解を周知しています。 ※診療課での実習・研修は保護者の了解を得るとともに、利用者への不利益が生じないように担当職員が配慮して実施しています。</p> |
| <p>5 センターに関する情報提供</p> | <p>・センターの案内等に関する情報提供(ホームページ掲載等)の取組状況</p> <p>・ホームページにて利用案内等を行っている。 ・フェイスブックは、療育講座の申し込み等の運用を行っている。区役所などにパンフレット等を置かせていただいている。</p> |
| <p>6 建物・設備等の維持管理</p> | <p>・維持管理に当たって留意している点</p> <p>巡視点検及び各設備の保守点検報告結果から状況を把握し、安全面、運営継続等、優先順位の高いものを順に迅速かつ計画的に執行している。横浜市には施設管理者点検時に資料を提出し、東部療育ビル5施設(他法人含む)全体の管理に当たっている。日常の細かい箇所については管理課が集約し、改修を行っている。</p> |

| | |
|------------------|---|
| 7 災害発生時の対応に関する取組 | <p>・マニュアルの作成等の取組状況</p> <p>東日本大震災を契機に、大規模災害発生を想定し、「危機管理マニュアル」を改訂しました。通園クラスでは、毎月1回の避難訓練の実施により、利用者と職員に避難方法及び避難経路の周知を図っています。また、年間2回東部療育ビルの全施設合同の避難訓練を実施し、様々な状況(火災・地震・津波)に対応できるように、努めています。尚、業務継続計画(BCP)は策定中で、今年度完成予定です。</p> |
| 8 事故防止に関する取組 | <p>・ヒヤリハット事例の共有化、マニュアル又はチェックリストの作成等の取組状況</p> <p>①事故報告書により関係職員が情報の共有化をするだけでなく、センター全体で情報を共有するために主任会議で報告し、事故の再発防止に努めています。</p> <p>②「けが・事故の防止・対応マニュアル(外来)(通園)」により、施設内でのけが・事故が発生した場合に職員が適切に対応できるようにしています。また、「こどもの行方不明の防止・対応マニュアル」では、来所中や園外療育中の行方不明に対応できるようにしています。「通園バス運行の安全対策マニュアル」では、園児の置き去り防止や、乗車中の園児の体調急変による緊急対応、災害時の対応などについての対策をしています。</p> <p>その他、以下のようなマニュアルにより、事故防止及び事故発生時に適切な対応が取れるようにしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園外療育における事故防止と緊急対応 ・来訪者・不審者の対応マニュアル ・重症心身障害児の医療対応マニュアル ・感染症予防マニュアル ・施設の安全点検と注意事項 ・施設外の安全点検 ・子どもの把握における職員体制 ・緊急時対応チャート(けが・病気・事故)(行方不明) <p>③ヒヤリハット事例は各課ミーティングで原因や対策を検討し共有を図りました。</p> <p>④通園課では定期的に職員に危機管理研修を行い、全員でけが、事故、ヒヤリハットなどの事案を共有して検証を行っています。</p> |
| 9 感染症対策に関する取組 | <p>・マニュアルの作成、予防策の取組状況</p> <p>感染・防災委員会が中心となり「感染症予防及び発生時対応マニュアル」、「新型コロナウイルス感染対応マニュアル」「ノロウイルス対応マニュアル」、「巡回訪問における流行型感染症(新型インフルエンザ等)への対応」を作成し、利用者への掲示(ホームページ等)及びお知らせ作成など全体への周知を図っています。</p> |
| 10 食物アレルギーに関する取組 | <p>・マニュアルの作成、対象児童への対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食物アレルギー対応児マニュアル」を作成しています。 ・給食の提供については、毎年4月、管理栄養士が保護者に面談を行い、令和4年度は、対象児5名の個別対応表(除去食)を作成しています。 ・主治医の意見書を提出していただいています。 ・通園では管理栄養士から配膳手順の指導を受け、個々に合わせた対応マニュアルを作成しています。 |
| 11 医療的ケア児についての取組 | <p>・実施している対応、工夫等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、診療室、訓練科、福祉相談室、通園課などが連携して切れ目のない支援ができるよう取り組んでいます。 ・医療的ケア児の在籍しているクラスには看護師を配置し、日常のケアにあたっています。また、子どもの集団編成にも配慮を行っています。 ・療育場面で訓練科職員によるコンサルテーションを受け、姿勢や介助方法等のアドバイスを療育に反映させています。(概ね月1回) ・保護者、担当医、看護師、通園職員、訓練科職員などが連携し、ケア内容や緊急時対応などの確認を経て、年中からは保護者と分離して単独での受け入れを行っています。 |

| | |
|----------------------------|--|
| <p>12 個人情報の保護に関する取組</p> | <p>・個人情報の取扱いに関する具体的な取組</p> <p>法人として制定した、個人情報に関する基本方針・規程・取扱要領の制定及びそれらに関する研修を実施し、全職員に周知しています。また、業務上止むを得ず個人情報をセンター外に持ち出す場合には必ず、「個人データ持ち出し承認簿」により、管理職の承認・確認なしには職員による個人データのセンター外への持ち出しができないようにしています。</p> <p>・令和4年度の研修実施状況(時期、対象職員)</p> <p>令和5年5月27日に職員研修により非常勤職員を含む全職員に対し、「個人情報保護に関するQ&A」により「個人情報の保護と開示に関する規程」についての説明を実施しました。</p> |
| <p>13 保護者を対象とした勉強会等の設定</p> | <p>・令和4年度の実施状況(時期、対象者、テーマ)</p> <p>〈通園課〉年間を通して通園利用の保護者を対象に、他部門と連携して以下の勉強会を実施しました。</p> <p>①親子通園保護者全員(3, 4歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活リズムについて ・食事について ・社会資源について など9テーマ <p>②単独通園保護者全員(4・5歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの特性理解と対応:(特性理解・療育の工夫①②・成人期の生活) ・コミュニケーション勉強会 ・就学勉強会 など9テーマ <p>〈早期療育科〉新規クラスと継続クラスに以下のような勉強会を行いました。</p> <p>①新規クラス対象の勉強会(保護者全員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児の工夫をするために・生活リズムについて・言葉かけの工夫 ・集団生活、福祉制度と社会資源について(SW)・ADLへの工夫 等9テーマ <p>②継続対象の勉強会(保護者全員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションを考える ・周囲に伝える子どものこと ・家庭でのお手伝い ・感覚の育ちと子どもの生活 ・褒めて増やそう! 良い行動 等10テーマ <p>(全利用者向け)療育講座全14回 東部センター利用者向けにオンラインも含めて各専門職(医師、ST,OT,SW、指導員)により療育講座を実施しました。内容は社会福祉制度や日常生活の対応、子育て、不登校、ゲーム、スマホとの付き合い方、きょうだい児の気持ちなど14の講座を開催しました。240名</p> <p>〈臨床指導科〉</p> <p>①心理 診断を受けた保護者の不安や疑問にお答えするため、月1回自閉症圏のお子さんの特性を理解するための勉強会を実施。また保護者同士の情報交換の場として懇談会や、成人した自閉症圏の方と関わる専門家や保護者の方を招いて講演会を行っています。その他、問題行動への対応の仕方、知的に高い自閉症圏のお子さんをテーマにした勉強会、余暇の過ごし方や地域資源の利用、自閉症圏のお子さんの内的世界の疑似体験、家庭生活における具体的な支援の仕方、大人の生活にむけて、など将来も見据えた多岐にわたる内容になっています。年間の勉強会の回数は50回です。都合により当日、参加が困難だったり、内容に対する受け入れが難しかったり、お子さんを預けることが難しい場合は心理士が個別で保護者の状況にあわせて勉強会をすることで対応しています。参加者200人</p> <p>②言語 児童発達支援事業所「パレット」で勉強会を実施しました。 「ことばと発音について」30人</p> <p>〈福祉相談室〉 福祉相談室では、保護者向けに以下のような勉強会を開催しました。 ・早期療育科の保護者向けに、「福祉制度」と「進路」の説明会を開催。延べ参加者270人</p> <p>〈相談ルームいろは〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「集団生活に向けて」「子どもの発達と運動」「1・2・3歳児の食事」。 ・通園クラスの保護者向けに「福祉制度」、「進路」、「卒園後」、「社会資源」というテーマで勉強会を開催。22回 延べ参加人数107人 ・児童発達支援事業所「パレット」の保護者向けに「制度」「障害理解」「生活リ |

| | |
|---------------------------------------|---|
| <p>13 保護者を対象とした勉強会等の設定</p> | <p>〈診療室〉 感染症予防についてのオリエンテーションを実施し、保護者の方に感染症についての情報を伝えました。通園課保護者全員</p> <p>〈学校支援事業〉 学校支援事業では、以下のようなテーマで勉強会を開催しました。 ・「就学説明会」(特別支援教育総合センター主事より年1回)80名</p> <p>〈訓練科〉</p> <p>①作業療法室 ・「あそびについて」通園課保護者全員 ・「食べることについて」(外来グループ) ・「気になる身体の使い方について」(児童発達支援事業所) 99名</p> <p>②理学療法室 ・「補装具について」「子どもの発達と遊びについて」42人</p> |
| <p>14 保護者支援(きょうだい児の預かり等の支援を含む)の取組</p> | <p>・実施している取組、工夫等</p> <p>・保護者には定期的な勉強会や懇談会の開催を企画し提供しています。 ・3歳以下のきょうだい児支援として、有償ボランティアによる預かり保育を実施し、早期療育や通園にしやすい環境を提供しています。 ・学齢期のきょうだい児にはセンター見学と説明、障害体験など行っています。</p> |
| <p>15 支援の一貫性、職員の連携を確保するための取組</p> | <p>・実施している取組、工夫等</p> <p>センター内の理学療法士(以下「PT」と略す)、作業療法士(以下「OT」と略す)、言語聴覚士(以下「ST」と略す)、心理などの専門職は、全員診療所に所属し、患者や利用者に対する直接的・間接的支援は、すべて医師の指示に基づき行うようにし、指示系統と責任の所在を明確にしています。</p> <p>また、部門間のミーティングを設け、処遇検討会議、多職種ミーティング、新患受入会議、ドクターミーティング(早期療育科、医療型児童発達支援)、摂食外来ミーティング、主任会議、全職員を対象とした研修会等の実施により知識・情報の共有を図っています。</p> <p>利用者の支援計画については、関係職種及び担当者全員で検討し、各利用者の情報は、福祉相談室に集約され、関係職員に情報の発信を行っています。</p> <p>法人の療育センタ間、市を交えた連絡会などで共通する問題に関しては関係機関と調整を図り、全体に周知しています。</p> |
| <p>16 療育に関する施策の提言、市の施策への協力等の実績</p> | <p>・現指定期間における実施状況(時期、内容等)</p> <p>・地域療育センターあり方検討会、医療的ケア児者等支援検討委員会、就学連絡会等の市の会議において、利用者や療育センターの現状と課題についてお伝えしてきました。</p> <p>・通園保護者で組織する父母の会と共同でアンケートを行い、利用者のご意見や要望を市にお伝えしてきました。</p> <p>・副市長や市会議員の視察を積極的に受け入れ、現状や課題についてご説明しました。</p> <p>・指定管理者のモデルとして他県の市町村からの視察を受け入れました。</p> |

※必要に応じて適宜ページを追加してください。

1 令和4年度に実施した研修（法人で統一的に実施したものを含む）について

(1) 人権に関する研修（内容、参加人数等）

- ①子どもの権利擁護 ・ 94名
- ②児童虐待の防止と対応 ・ 参加人数 94名
- ③通園人権研修 ・ 21名

(2) 専門性の向上を目的とした研修（内容、参加人数等）

①内部職員研修

- ・ 全体研修（医療安全講習、大人の発達障害）
- ・ 新人研修（「療育センターの役割」など全9回） 10名
- ・ 通園課新人研修「障害特性の理解」「保護者支援」など17回 4名
- ・ 早期療育科「新人研修」1名、「専門部会」運動障害クラスの取り組み 7名
- ・ 訓練科（OT・PT）専門部会（全体会2回・分科会3～6回） 6名
- ・ ST専門部会（症例検討3回、外部講師研修1回） 3名

②外部研修

所長

- ・ 日本児童青年精神医学会 発表

訓練科（OT・PT）

- ・ 療育研究会 横浜市総合リハビリテーション事業団主催（3回）10名
- ・ 一般社団法人全国児童発達支援協議会 第12回全国施設職員研修 1名

臨床指導科（ST）

- ・ 療育研究会 横浜市総合リハビリテーション事業団主催（1回）1名

福祉相談室

- ・ 相談支援専門員初任者研修 1名 相談支援専門員現任者研修 1名

通園課、早期療育科、児童発達支援事業所「パレット」

- ・ 「発達協会オンライン研修」内容 発達指導、運動指導、着脱・排泄、薬物療法など 28名
- ・ 神奈川県児童発達支援管理責任者 実践研修2名
- ・ 強度行動障害支援者養成研修 1名

管理課（栄養士）

- ・ 給食施設栄養管理研修会 1名 ・ 発達期摂食嚥下障害児のための嚥下調整食分類研修会 1名
- ・ 療育研究会「食べることを通した子育て支援を、みんなで考えよう」1名

③法人研修「新人職員研修」3名「中堅職員研修」6名「主任研修」2名法人階層別「管理職研修」4名

(3) その他の研修（内容、参加人数等）

通園「他部門・他機関実地研修」

- ・ 研修先 川崎西部地域療育センター12月6日 3名・横須賀療育相談センター12月13日 2名

※令和4年度はコロナ禍につき実地研修は縮小。通常は他部門や他の療育センター、学校等へも出向き、自身の所属以外の取り組みなどを学び見識を深める研修を行っている。

2 これまでの人材育成、研修計画の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

(1) 東部療育センターの取り組み

・「東部センター研修委員会」を設置し、職員研修の企画・運営を行なっています。内部研修は年度ごとの研修計画に基づき、医療や関係機関との連携など様々なテーマを盛り込み、定期的を開催しています。外部研修についても、部門ごとに職種や経験年数等に応じて年度別・部門別に計画し、推進しています。

・常勤・非常勤問わず、センター全体で職員の研修受講を推奨しており、内部研修はもとより、各療法士等の専門職による外部専門部会についても積極的に参加させるなど、個々の職員の支援技術と専門性の向上を図るための取り組みを推進しています。また、研修委員会において、職員の資質向上に向けた目標の設定について、下記の確認がされました。資格研修においても取得しやすいような体制を築いています。

- ① 職員の人権意識を啓発していくこと。
- ② 社会人としての常識やマナーの基本を身につけること。
- ③ 専門職としての知識や技能を向上させること。
- ④ 障害児をもつ家族、センター内の他部門、学校や園、その他の関連機関へのサポートや相手の立場を考慮した技能の向上を目指すこと。
- ⑤ そのために、日々の業務における記録や報告で、スーパービジョンを行うこと。
- ⑥ 内部研修のなかで、発表の機会をもち、職員相互に情報交換を行うこと。
- ⑦ 専門職としての知識や技能を向上させるための、外部研修や資格取得のための研修会など、職員が受講するにあたり、業務上の配慮を行うこと。

(2) 特に力点を置いてきた事項について

・人材を育成するために、所属長が職員1人ひとりの状況（歩み、役割、意欲、将来像等）を把握し、そのうえで1年ごと個々に面談を行い、適切な知識、技術が身につくように目標を設定しながら、研修計画を策定しています。また、組織（チーム）として全体研修などで事業計画を理解しながら、職員が互いの役割を認識し、施設目標を達成できるよう協力体制を築いています。

・昨年度は地域支援を多く求められる地域支援課では「巡回にむけて」の研修を実施したり、通園課では、新採用職員に基本的な療育の技術や業務のスキルを身につけるために1年間の定期研修が行われています。

・経験を重ねた職員には面談で自身のスキル向上のための目標を確認し、外部の研修を受講できるよう取り組んでいます。その他、資格習得のための研修にも積極的に参加させています。

(3) 法人共通の取り組み

・法人全体で人事考課制度を導入し、職員の経験年数や習熟度、職種、職責別に人材育成計画を策定しているほか、職員ごとに年度目標を設定して、定期的に達成状況の確認を実施しています。個別の目標は、職員の専門技能や資質向上とともに、各部門の年度目標と連動した内容で設定しています。

1 診療に関する令和4年度の取り組みの概要（診察、訓練指導、外来グループ）について

(1) 診療室

- ・各診療科（児童精神科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、摂食外来、補装具外来）では、各部門と連携して診療を行っています（年間延べ人数 13,048 人）。また早期療育科及び通園部門の利用児に対して健康管理、感染予防等の措置を行いました。看護師は、診療介助のほか、診療予約・他部門との連絡調整・カルテ管理や通園部門での通園児の健康管理・各健診・医療的ケアを行いました。

(2) 臨床指導科

①心理（CP）

- ・心理評価は年間延べ 1,325 人に実施しました。そのうち個別的支援として心理結果報告（詳細な説明の上子どもの理解を深める）及び心理相談（具体的な子どもへの関わり方や関係機関との連携を相談する）を多職種で検討して行っています。
- ・保護者向け勉強会は診断後の疑問や不安にすぐ対応できるように、オンラインと会場の双方で視聴でき、繰り返し参加可能としました（年間延べ 200 人）。

②言語聴覚（ST）

- ・難聴、構音障害、吃音、言語発達遅滞、運動障害、学習障害を対象に、聴力検査・言語評価（言語発達検査、構音検査等）・個別指導・経過観察を行いました。年間の聴力検査数（ティンパノメトリーを含む）は 469 件、評価・指導・経過観察の延べ人数は 1,084 人でした。
- ・地域対応業務として、「ことばの相談」のパンフレットを改訂し、福祉保健センターに難聴の早期発見の協力依頼を行いました。

(3) 訓練科

①作業療法（OT）

脳性麻痺、その他の運動障害、発達障害等を対象に、個別指導を実施しました（年間延べ 1,069 人）。

②理学療法（PT）

脳性麻痺、筋ジストロフィー症、二分脊椎、運動発達遅滞、発達障害等を対象に、運動発達への支援を中心とした個別指導の実施（年間延べ 2,555 人）と、補装具外来の運営（月 4 回）を行いました。

(4) 早期療育科

- ・診察での評価後早期の段階に、家族が抱える不安や混乱を受け止めつつ、子どもへの具体的支援を考える療育グループです。運動発達に遅れがある 2～3 歳児、発達障害の 3～4 歳児を対象に、1 クラス親子 9 人を定員とし、8 か月間の集団療育及び保護者勉強会を実施しました（年間 182 人在籍）。
- ・運動発達クラスは月 1 回 PT、OT も行いました。
- ・利用者の増加に伴い、令和 4 年 12 月から 8 か月クールを 4 か月へと短縮し、受入人数を増やしました。

(5) 肢体不自由児療育グループ

運動の発達遅延がある 1～2 歳を対象に、PT・OT・CP・SW との共催で、グループ指導（2 組、年間 8 回ずつ）を実施しました。子どもに対しては運動と遊びの発達促進、集団場面への参加の準備、保護者に対してはグループワーク・保護者勉強会・懇談会を通じて子どもの理解を促進する等の支援を行いました。

(6) 所内連携・地域連携について

上記以外に臨床指導科・訓練科職員は、摂食外来における摂食指導、医療型児童発達支援における摂食

指導、早期療育科の運動発達クラスにおける指導を行いました。

また、通園や事業所の勉強会や療育講座の講師、地域連携として幼稚園・保育所・学校への巡回訪問、保育所等支援事業、学校支援、福祉保健センターにおける療育相談等にも参画しています。

2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

(1) 診療室

各職種が連携し、個々の子どもに応じた診療計画を立て、子どもと保護者に必要な治療や支援の提供に努めました。利用者の増加傾向に配慮し、医師の勤務体制を3診制（週3回）で対応しています。各種感染症予防として利用者の健康観察を行い、感染対策マニュアルに則り感染拡大防止に努めました。臨床検査は、利用者が無理なく安全に検査を実施できるよう配慮しています。

(2) 臨床指導科

①心理（CP）

・利用者の増加に対し、丁寧な対応を心がけています。心理検査は子どもに負担のかからないように対応しました。保護者が子どもの特性や状態を正しく理解した上で対応をすることが重要と考え、ニーズを把握した上で、保護者の個別相談、子どもの個別指導等の対応を行っています。

②言語聴覚（ST）

・聴覚障害や言語障害を持つ子どもと保護者が互いの想いや気持ちが分かりあえるように、年齢や発達に合わせた支援を行うことで、穏やかな楽しい時間が過ごせるようになることを心掛けています。また、多職種連携を積極的に行い、言語以外の全体的な発達や各家族環境に配慮するようにしています。

(3) 訓練科

①作業療法室（OT）

・遊び・上肢機能・日常生活動作の向上に加えて感覚統合、身体空間認知など高次脳機能の発達促進を指導の柱としています。また、早期からの感覚機能の発達について注目し、将来的な子どもの障害を軽減できるように努力しています。

・家族機能の安定に寄与するように指導場面で配慮し、子どもと家族の全体的な成育を視野に入れながら、多職種と積極的に情報交換をして対応しています。

②理学療法室（PT）

・疾患特性・年齢に応じた生活機能を保障することを重視しています。また、乳幼児期においては家族の精神的な安定に寄与し、家族の主体的決定を援助するよう心がけています。運動指導が運動発達を促すだけでなく子どもの情緒的発達を含む全人的な発達を促せるように配慮しています。

・多職種連携により幅広い視点から子どもを理解するように留意しています。

(4) 早期療育科

・親子でのクラス活動を通して、保護者が集団での子どもの行動への対応をその場で考えることが出来ます。保護者勉強会を通して、子どもの行動の背景の理解を深めています。保護者が孤立しないよう、保護者同士の懇談会も設けています。子どもに対しては、日常生活動作やコミュニケーションの幅を広げる経験、身体や手先を使う経験を、遊び、着替え、食事等の時間を通して広げています。

・利用者増加に伴う対応として、令和4年12月あきクラスから新規クラスを増設しました。一部のクラスは療育期間を短縮しましたが、より多くの方に利用していただくことが出来ました。連絡シートや電話対応、個人面談を通して個別にご相談にのれるよう、きめ細やかに支援することも重視しました。

(様式7)

事業実績調書（児童発達支援センター（通園部門）の運営）

| | |
|-------|------------|
| センター名 | 東部地域療育センター |
|-------|------------|

1 児童発達支援センター（通園部門）の運営に関する令和4年度の取組の概要（クラス編成、通園形態、プログラム、指導室の設定等）について

(1) クラス編成・通園形態

児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターを一体に運営しています。主に3歳児を親子通園、4、5歳児を単独通園とします。親子5クラス・単独5クラスを運営しています。令和4年度は、児童発達支援が77名、医療型児童発達支援が11名の利用でした。

| | | | | | |
|-----------------------------|--------|--------|---------------------|---------------------|-------------|
| 児童発達支援 | 児童発達支援 | 児童発達支援 | 児童発達支援 医療型児童発達支援 | 児童発達支援 医療型児童発達支援 | 児童発達支援 |
| 単独通園（週5日） | | | | 単独通園（週3日） | 親子通園（週2日）×1 |
| | | | | 親子通園（週2日） | 親子通園（週1日）×3 |
| ゆり | たんぼぼ | すずらん | ちゅーりっぷ | ひまわり | すみれ |
| 1クラス9名×10クラス ・ 職員1クラス3名×6教室 | | | | | |

*園長1名（管理者）・主任2名（児童発達支援管理責任者）・フリー職員1名を配置

(2) 通園プログラム

| 時間 | 活動内容 |
|------------|-------------------------------------|
| 9:50~10:00 | 登園・通所バス到着 朝の支度・自由遊び（室内・ホールなど） |
| 10:30 | 朝の集まり（呼名・パネル・水分補給・楽器等） |
| 10:50 | クラス活動・自由遊び（運動・感覚・楽器・季節の行事・ゲーム・教材など） |
| 12:00 | 給食・（歯磨き）・自由遊び・トイレなど ※コロナ禍で歯磨きは一時中断 |
| 13:00 | クラス活動・自由遊び |
| 13:30 | 帰りの集まり |
| 14:00 | 降園・通所バス出発 |

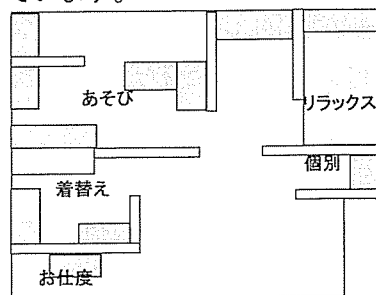
保護者プログラム： 勉強会、懇談会、療育参観、個別面談、親子参加プログラム など

(3) 指導室の設定

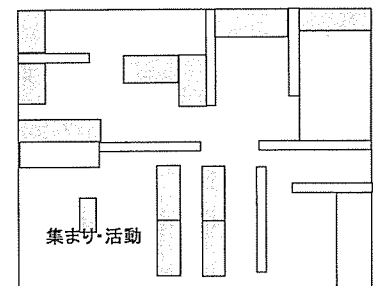
クラス内を活動別に場所を分けし、構造化したクラス環境を作っています。

集団活動の場所・遊びの場所・個別活動の場所・リラックスできる場所などのコーナーに分けています。クラス集団にあわせて環境設定を変えており、集まり、活動、給食などの場面や年齢、成長などに応じながら変更しています。

(例①)
朝の設定



(例②)
集まり・活動の設定



2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

【親子通園】

(1) 運営方針

- ・保護者と職員が療育場を共有して環境の整理の仕方、子どもに合わせた援助の方法や指示の出し方、不適切な行動への対応方法などを伝え、子どもの特性と関わり方を理解します。
- ・家庭生活や地域生活を送る上での育児の工夫や悩み、進路などについて相談に応じます。
- ・職員が併行通園先の保育所等に訪問し、園と情報共有を行います。

(2) クラス運営

①児童発達支援（知的に遅れのある自閉スペクトラム症を主とした子どものクラス）

親子で活動します。子どもの特性に配慮し、子どもの発達段階に応じた活動を行います。子どもに理解しやすい指示の伝え方や、援助方法を家族に伝えます。また、集団活動を通してルールを学びます。

②医療型児童発達支援（医療ケアを要する子どもや運動面等で配慮を要する子どもの混合クラス）

子どもの健康や医療的ケアの内容について確認を行います。親子で集団を楽しみながら、個々にあわせた目標を設定し、生活動作や感覚、姿勢、運動、遊びなど子どもに応じた取り組みを伝えます。

【単独通園】

(1) 運営方針

- ・子ども自身の持つ力を発揮し主体的に生活する力を育てていきます。また、興味関心を広げ、達成感もてる活動を通して子どもの意欲をひきだします。
- ・年間を通して勉強会を開催し、子どもの理解に関わるテーマのほか、就学や卒園後などこれからを見据えた情報提供をおこないます。
- ・父母の会活動で親同士の情報交換や、卒園児の保護者との交流の機会を設けるなどの取り組みを支援します。また、父母の会と共同で保護者の意見を集約し、センター運営や市への要望などに反映させます。

(2) クラス運営

①児童発達支援

ア) 子どもに合わせたプログラム設定

集団活動の中でも個々に合わせたねらいを設け、設定を変えるなどの工夫をしています。運動プログラムの例では、課題量や設定の難易度を子どもに合わせて変えるなどの工夫や、コース上に足形やラインなどを提示し、視覚的に活動の流れやルールをわかりやすく伝える工夫をしています。

イ) 子どもに合わせたコミュニケーション手段

子ども一人一人に合わせたコミュニケーション手段の工夫をしています。言葉以外にも写真やイラスト、具体物などを示すほか、環境設定を整えることで分かりやすく伝える工夫をしています。そのほかに着替えなどの手順も設定やイラストなどの視覚的支援を用いて伝えています。

②医療型児童発達支援

ア) 子どもの状況に合わせた関りと設定

個々の子どもに合わせた姿勢をとり、感覚に働きかける活動や運動を促す活動などを行っています。また、運動面や姿勢などに配慮し、安心して過ごせる場をクラス内に分けて設定するよう工夫しています。

イ) 多職種によるクラス体制の実施

担当医、看護師、PT、栄養士などと連携してケア内容を確認し、概ね年中からは単独分離を行っています。クラスには保育職以外にも看護師を配置し、訓練科職員からもコンサルテーションを受けるなどして、多職種によるクラス体制を実施しています。

1 児童発達支援事業所の運営（発達障害児通所支援「パレット」）に関する令和4年度の取組の概要（プログラム、指導室の設定、保護者支援等）について

(1) 療育プログラム

・発達障害（正常域から軽度精神遅滞）を対象にしたプログラムを実施しました。参加児童全員の目標として「自己肯定感の向上」を設定しました。これは失敗経験の蓄積による自己評価の低下を防ぐとともに二次障害の出現を防止する目的です。また、社会生活への適応力の向上を目標とし、身辺自立の獲得を目指すために、個々に合わせた支援計画を作成し実施しました。その他、利用者のニーズを踏まえ、令和4年度より月2日のプログラムも設定しました。

(2) 指導室の設定

・主に「集まり・活動の場所」「個別学習の場所」「遊びの場所」をパーテーションで仕切り、活動にあわせて設定を変更しました。フリーの指導室では運動プログラムとして大型遊具を設置して使用しました。

(3) 保護者支援

- ①勉強会：発達障害を持つお子さんと生活していく上で必要な知識や情報提供、職員による勉強会の他、臨床心理士やSW、作業療法士、言語聴覚士による勉強会も行いました。
- ②懇談会：クラスでの取り組みについて理解を深めたり、家庭での実際の支援方法などを話し合う場としました。家族同士による情報交換ができる場となっています。
- ③個人面談：個別支援計画書の確認および承認、生活の中での工夫、進路のことなどを話し合いました。
- ④保育参観：通常の療育支援の状況を確認していただくとともに、我が子の成長や課題を共有しました。
- ⑤連絡帳の活用：交換方式で連絡帳のやり取りをしました。内容は、子どものことだけではなく保護者の気持ちを表すこともあり、重要な支援の一つと捉えています。

(4) 巡回訪問

・職員が利用児全員の就園先の保育所・幼稚園を訪問して集団での様子を観察し、子どもに合わせた保育の検討および提案をしました。また、就園先の先生方の話を聞き、情報交換を行いました。年1回、38園に対して実施しました。また、保育所・幼稚園の職員向けの見学会も行いました。

2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

(1) 子どもにとって

- ①少人数のグループ活動と、刺激を整理した環境設定の中で、子どもが見通しをもって安心して過ごせる場を提供しました。
- ②友達との関わりや集団生活におけるルールを学び、「できた」「わかった」と達成感を得ることを積み重ねながら、自信をもって活動に参加していくことを支援しました。

(2) 家族にとって

・保護者プログラム（勉強会、年14回のべ840人参加）などを通じて、子どもの特性を理解し、具体的な対応を考えることができるよう支援しました。また、個別支援計画書をもとに子どもの得意不得意を整理できるよう支援しました。我が子の状態を身近な協力者（近隣、幼稚園、保育所、小学校など）に伝えられるようにしました。

(3) 就園先に対して

・巡回訪問を通して情報交換を行い就園先や事業所での支援内容・方法について共に検討し、連携した支援につなげました。

1 地域支援（地域の関係機関への支援（学校支援を含む）、関係機関との連携）に関する令和4年度の取組の概要について

(1) 保育所・幼稚園への支援

- ・ソーシャルワーカーが鶴見区、神奈川区、一部周辺区の保育所・幼稚園に年1回程度訪問し、集団適応支援を行いました。保育の参観後にアセスメントの情報をもとに、保育の工夫を提案し情報共有を図りました。希望する保護者には訪問後に報告をしています。
- ・お子さんや園の状況によっては保育所等訪問支援や園へのアドバイスに特化した園支援訪問等専門職の同行もコーディネートしています。その他、各区において保育所・幼稚園等職員向け研修（要配慮児研修）を実施しました。園訪問の実施数は下記のとおりです。

| 保育所 | | 幼稚園 | |
|------------|------------|-----------|-----------|
| 対象園数—192 園 | 実施回数—191 回 | 対象園数—45 園 | 実施回数—62 回 |

(2) 学校支援

- ・鶴見区、神奈川区の小学校（40 校）へ学校からの依頼に基づいてソーシャルワーカーと臨床心理士が訪問し、授業の様子を見学させていただいた後、支援の方向性や目標について検討し、学級で取り組みやすい具体的支援方法を伝えました。
- ・希望する学校には教員研修を行いました。

| 研修及びコンサルテーション | 研修のみ | コンサルテーションのみ | 合計 |
|---------------|----------|-------------|------|
| 実施回数—0 回 | 実施回数—3 回 | 実施回数—68 回 | 71 回 |

(3) 地域訓練会への支援

- ・鶴見区2か所、神奈川区2か所にそれぞれの担当ソーシャルワーカーが訪問しています。令和4年度は2区合計で11回訪問し、保護者向け勉強会や情報交換を行いました。

(4) 福祉保健センターとの連携

- ・日常の情報交換を主に行い、4ヵ月及び1歳半の早期療育相談を協働で実施しています。親子教室にも参加し、神奈川区では保護者向け学習会（育児の工夫）を行っています。
- ・各区連絡会をそれぞれ年2回実施しました。相談支援事業、保育所における障害児保育、家庭への支援について常に連絡を取り合い密な連携を図りました。

(5) 児童相談所と連携

- ・虐待などの家庭問題に関して、随時、連絡を取り合いカンファレンスを開くなどの連携を行いました。療育手帳取得の事務的手続きについても連携しています。

(6) その他関係機関との連携

自立支援協議会を通して地域活動ホームや地域との相談支援事業所、児童発達支援及び放課後デイサービス事業所との連携を図りました。

特に地域の児童発達支援事業所とは利用調整や利用状況の把握等で連絡を取り合いました。

上記以外の関係機関との連携としては区役所主催の虐待防止委員会をはじめとする各種会議に参加しました。また依頼があれば随時、関係機関の見学を受け入れました。

2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

- ・障害を持ったお子さんを取り巻く様々な機関との調整、連携を行い、支援が総合的かつ円滑に行なわれることを地域サービスの基本としています。その考えの下に、巡回訪問、保育所、幼稚園等職員向け研修、各種会議への参加などを積極的に行ってきました。
- ・特に昨年度はオンラインによる研修、横浜市国際交流協会と協働した通訳サービスの導入、要支援家庭を主眼とした園支援チームの派遣などの取り組みに力点を置きました。

(1) 保育所・幼稚園への支援

- ・東部地域療育センター利用児が在籍している保育所・幼稚園を巡回訪問することにより、地域での生活が充実するように支援してきました。また園支援として、東部地域療育センター利用児以外の子どもたちを含めた、クラスや園全体を視野に入れてのコンサルテーションも実施しました。特に多数の要支援児が在籍している園に対してはSW、心理、指導員を含めたチームを組み訪問しました。その他、必要に応じて、区役所の保健師と連携して園訪問を行い、協働して園への支援を行う場合もありました。
- ・障害理解の啓発、発達障害の対応スキルの向上を目的に、保育所・幼稚園職員向け研修会（要配慮児研修）を区と合同事業として実施することで園支援を充実させています。

(2) 学校への支援

- ・学校支援事業においては、担当区内の公立小学校の支援を円滑にするため、コンサルテーションの申込み方法、相談方法を整理し、各小学校に周知を行いました。学校支援チームは、ソーシャルワーカー、臨床心理士の複数名を担当とし、必要な時には地区担当ワーカーを同行させて、充実した学校支援訪問が行えるようにしています。
- ・学齢期は難しい問題も多く、利用者の相談や所内での診療・治療が迅速かつ適切に行えるよう、所内担当者や各関係機関との連携を強化していきます。特に近年は学習障害を疑われる児の受診が増加しているため、専門職による評価を充実させ結果をまとめた資料を渡して学校生活に有効に反映できるような体制を作っています。

(3) 福祉保健センターとの連携

- ・日常的な連絡・情報交換を常に心がけています。特に保護者支援を念頭において、保健師と密度の濃い連携を目指しました。
- ・また、相談支援事業、保育所における障害児保育を円滑に実施できるように、区の担当ケースワーカーとも随時情報共有を行いました。

(4) 児童相談所との連携

- ・東部地域療育センター内に「子どもの人権擁護委員会」を設けることで、不適切な養育を防ぐための支援をセンター全体として考え、速やかな連携要請が行えるように努めました。職員向けの研修も依頼しました。

1 相談支援（相談業務）に関する令和4年度の取組の概要について

(1) 初回面談

- ・受け付けから初診までの間の支援として、ソーシャルワーカーにより1か月以内にインテーク面接（初回面談）を実施しました。お子さんや家庭状況の聞き取りだけでなく、家庭で行える工夫・配慮点の具体的な助言、社会資源・地域支援の紹介、当センターの想定される支援（巡回対応やひろば事業への参加等）をお伝えしました。

(2) 相談ルーム「いろは」について

- ・いろはが有効に機能しています。新規申し込み者への増加に伴い、相談体制の強化及び初診・集団療育待機期間中の保護者への不安軽減を目的に、早期支援としての初回面談とひろば事業と講座を行いました。ひろば事業は574回実施し、延べ利用人数は1,996人でした。

2 これまでの相談支援（相談業務）の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

(1) 初回面談からひろば導入へ

- ・約8割の利用者に初回面談を実施して、初診前に必要なサービスを案内できるように心がけてきました。
- ・特に幼児の保護者は、集団療育参加時期が先になるために、その間に不安を抱きやすく、ひろばでの相談や懇談の場を提供する事により不安軽減をはかりました。同時に講座を開き、幼稚園・保育所選りや子どもとの遊び方、食事についても学んでいただきました。講座は22回開催し、107名の保護者が参加されました。ひろば事業に対するアンケートは、90%以上の満足度を得ることができました。

(2) 相談業務の基本的な考え方

- ・相談申し込みの増加に対応するべく課長以下全SWが地区の担当を持ち、速やかに相談にあたる体制をとっています。診療、巡回、制度について等、利用者が希望するサービスについての即応性に力点を置いています。

3 障害児相談支援に関する令和4年度の取組の概要について

(1) 障害児相談支援について

- ・当センター児童発達支援センター、児童発達支援事業所の利用者に対し、年間175件の計画相談を行い、382件のモニタリングを行いました。

(2) 相談支援事業の取り組み

- ・地域の児童発達支援事業所が増え、それを利用する方が年々増加傾向にあります。当センターの昨年度の計画相談実施者数は175名です。他事業所と当センターを併行する利用者も増加する中、事務量が膨大となっていますが、効率性と確実性を常に心がけて実施しています。

(3) 地域の児童発達支援事業所との連携

- ・地域の児童発達支援事業所とは関係者会議への参加やモニタリングの実施により連携を図っています。

4 これまでの障害児相談支援の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

- ・地域の児童発達支援事業所はこの5年間でますます増加しています。センターを利用しながら地域の事業所を利用する方も増えているため、モニタリングを通じた電話や訪問、あるいは地域の会議を通して接する中で、顔の見える関係性を結ぶことに注力し、連携によってスムーズな情報共有を目指しています。

1 これまでに実施してきた自主事業等(地域ニーズ対応事業を含む)の概要及びその基本的考え方について

東部センターでは、平成 23 年度より初診待機解消に向けた取り組みを重点課題とし、センター利用者の増加に伴い、個々のニーズが多様になったことから家族支援にも力点を置き、以下の取り組みを行いました。

(1) 『乳幼児期への子育て支援』（地域ニーズ対応事業）

- ・運動発達の問題を取り扱う福祉保健センターにおける 4 か月療育相談や、療育センター内の肢体不自由児療育グループにおいて、精神発達の偏りを疑う乳幼児とその家族への支援が課題であることに焦点をあて、乳幼児との関わりや子育ての工夫を家族に伝えていくために、臨床心理士による支援を行いました。

(2) 『学齢児新患待機解消』（初診待機解消モデル事業）

- ・初診待機期間の短縮を目標に、非常勤医師による学齢児初診枠を設定しました。設定枠数は待機状況により柔軟に対応しました。臨床心理士を雇用し、初診と同時に検査をとる事も実施しました。

(3) 『早期療育における保護者支援の充実』（法人モデル事業）

- ・早期療育科において系統的な勉強会や懇談会を実施し、保護者の療育知識の向上と、保育による具体的な育児力の向上を療育の両輪とし、取り組みました。その際、非常勤職員を雇用し、保育の体制を整えました。

(4) 『ハイリスクの家庭サポートおよび出張ひろばの拡充事業』

- ・従来のサービスでは対応しきれない養育に関してのハイリスク家庭に対し、グループ療育、在籍園への訪問支援、出張広場等のサービスを実施し、多角的に支援していくことを目指しました。

2 実施した自主事業等の効果、成果について

(1) 『乳幼児期への子育て支援』（地域ニーズ対応事業）

- ① 4 か月療育相談に臨床心理士が関わり、保護者の相談に応じて育児法などを助言しました。実績として鶴見区・神奈川区の 4 か月療育相談に参加し、延べ 52 人の保護者の方に対応しました。
- ② 所内における肢体不自由児療育グループ（延べ 46 人）で臨床心理士、理学療法士による支援を行いました。内容として、認知・コミュニケーションの発達や具体的な育児方法を助言するために保育と勉強会（年 2 回実施）と、保護者との懇談会（年 4 回実施）を開催しました。

(2) 『学齢児新患待機解消』（初診待機解消モデル事業）

- ・非常勤医師による学齢児を対象にした初診枠を拡大することで、学齢児の待機期間が短縮され、待機児対策の事業として有効性があると考えられました。今後も、この体制を継続し学齢児の待機動向を調査し、学齢児全体に対する本事業の有効性を確認していきたいと考えています。

(3) 『早期療育における保護者支援の充実』（法人モデル事業）

- ・保護者向けの勉強会、懇談会のメニューは、「育児の工夫をするために一子どもへの理解」、「生活リズム」、「進路を考える」など、多岐にわたっています。保護者の感想も一定の評価を得ました。

(4) 『ハイリスクの家庭サポートおよび出張ひろばの拡充事業』

- ・ハイリスク児の在籍園への訪問支援 37 回、親子グループ 4 回、出張ひろば 22 回（延べ参加人数 64 人）に対応する事ができました。

収支実績調書

1 令和2年度から令和4年度までの収支状況

(円)

| | | 令和2年度決算 | 令和3年度決算 | 令和4年度決算 | 備 考 |
|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|-----------------------------|
| 収 入 | 市からの指定管理料 | 470,334,612 | 476,839,402 | 463,007,885 | |
| | 診療所収入 | 63,049,855 | 72,385,390 | 61,897,884 | |
| | 児童発達支援等収入 | 100,953,251 | 133,317,652 | 138,418,554 | 障害児相談支援、保育所等 訪問支援の収入を含む |
| | その他収入 | 1,461,046 | 1,815,155 | 2,345,172 | |
| | 補助金収入 | 21,378,000 | 330,000 | 4,587,000 | 令和2年コロナ対策 令和4年物価高騰による支援金 |
| | 計 | 657,176,764 | 684,687,599 | 670,256,495 | |
| 支 出 | 人件費 | 513,123,946 | 528,938,340 | 527,305,252 | |
| | 事業費 | 10,733,278 | 9,095,042 | 11,686,151 | |
| | 管理費 | 87,721,858 | 88,188,417 | 87,524,724 | |
| | 事務費等 | 10,908,935 | 9,339,704 | 9,728,333 | |
| | その他支出 | 1,277,839 | 1,724,973 | 1,817,136 | |
| | 計 | 623,765,856 | 637,286,476 | 638,061,596 | |
| 差 引 (剰余金) | | 33,410,908 | 47,401,123 | 32,194,899 | |

※上記の内容は、別紙の年度別内訳の内容に一致します。

2 経費節減に関する取組について

- ①電気の契約会社の変更を行った。
- ②年間で予算をとり、照明のLED化を進め、消費電力の抑制をはかった。
- ③空調の温度調節や電気機器・設備類の節約を全職員が心掛けて実行している。
- ④施設管理を委託契約しているが、センターが他社と直接契約できるものは、変更した。(自動ドア、粗大ごみ回収、マット)

3 その他(補足説明等) ※記載は任意

※本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支実績調書年度別内訳(令和 2年度)

(円)

| | | 決算額 | 備 考 (説明) |
|-----------|-------------------------|-------------|---|
| 収 入 | 市からの指定管理料 | 470,334,612 | |
| | 診療所収入 | 63,049,855 | |
| | 児童発達支援等収入 | 100,953,251 | 通園 81,119千円、児童デイ 12,125千円 相談 7,026千円、保育所683千円 |
| | その他収入 | 1,461,046 | 利用者外給食費収入 |
| | 補助金収入 | 21,378,000 | 新型コロナウイルス休館期間支援・負担金17,060千円 医療機関感染症支援 950千円、感染症対策 2472千円 |
| | 計 | 657,176,764 | |
| 支 出 | 人件費 | 513,123,946 | |
| | 常勤職員人件費 | 437,724,015 | 67名 |
| | 非常勤医師人件費 | 20,416,918 | 19名 |
| | 産休・育休・欠員等代替 非常勤職員人件費 | 18,697,560 | 医師1名、産休・療休 4名 代替7名 |
| | その他の非常勤職員人件費 | 36,285,453 | 25名、(法人独自人件費 6名 7,898,364円含む) |
| | 事業費 | 10,733,278 | 給食経費、日常諸費、教材費等 |
| | 管理費 | 87,721,858 | |
| | 光熱水費、電話代、燃料費 | 17,810,234 | |
| | 建物、設備等保守点検委託費 | 13,782,979 | |
| | 建物、設備等修繕料 | 7,458,990 | |
| | 通園バス運行委託費、 給食調理委託費 | 38,178,016 | |
| | その他物品リース料等 | 10,491,639 | |
| | 事務費等 | 10,908,935 | 旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等 |
| | その他の支出 | 1,277,839 | 利用者外給食費 |
| | 計 | 623,765,856 | |
| 差 引 (剰余金) | 33,410,908 | | |

(収支状況に関する補足説明、剰余金による取組等)

令和2年度は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)流行に伴い、令和2年4~5月と緊急事態宣言が国から発令され、外出の自粛を求められ、集団療育も休園となった。収入がない状況でしたが、代わりに補助金にて補填となりました。内容としては、新型コロナウイルス休館期間支援金・負担金 17,060千円、医療機関感染症支援金 996千円、障害の感染症対策徹底支援事業 2,472千円、横浜市よりサービス継続支援事業等 850千円となります。

※令和2年度から令和4年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支実績調書年度別内訳(令和 3年度)

(円)

| | | 決算額 | 備 考 (説明) |
|-----------|-------------------------|-------------|---|
| 収 入 | 市からの指定管理料 | 476,839,402 | |
| | 診療所収入 | 72,385,390 | |
| | 児童発達支援等収入 | 133,317,652 | 通園 107,142千円、児童デイ 17,020千円 相談 8,326千円、保育所829千円 |
| | その他収入 | 1,815,155 | 利用者外給食費収入 |
| | 補助金収入 | 330,000 | 新型コロナウイルス感染拡大防止支援金補助金 |
| | 計 | 684,687,599 | |
| 支 出 | 人件費 | 528,938,340 | |
| | 常勤職員人件費 | 446,402,405 | 66名 |
| | 非常勤医師人件費 | 21,051,785 | 18名 |
| | 産休・育休・欠員等代替 非常勤職員人件費 | 24,080,363 | 医師1名、6名、代替12名 |
| | その他の非常勤職員人件費 | 37,403,787 | 28名、(法人独自人件費 5名 4,911,228円含む) |
| | 事業費 | 9,095,042 | 給食経費、日常諸費、教材費等 |
| | 管理費 | 88,188,417 | |
| | 光熱水費、電話代、燃料費 | 17,371,295 | |
| | 建物、設備等保守点検委託費 | 13,601,687 | |
| | 建物、設備等修繕料 | 6,547,552 | |
| | 通園バス運行委託費、 給食調理委託費 | 38,481,990 | |
| | その他物品リース料等 | 12,185,893 | |
| | 事務費等 | 9,339,704 | 旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等 |
| | その他の支出 | 1,724,973 | 利用者外給食費 |
| | 計 | 637,286,476 | |
| 差 引 (剰余金) | 47,401,123 | | |

(収支状況に関する補足説明、剰余金による取組等)

令和3年4月に児童発達支援事業において、大幅な単位数の見直しがありました。また診療所収入や児童発達支援事業において、新型コロナウイルス対応への特例評価加算もあり、収入は増加しました。令和2年度のような新型コロナウイルス感染予防対策による休園や診療キャンセルが少なく、平常に近い状態で施設運営が行えています。

※令和2年度から令和4年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支実績調書年度別内訳(令和 4年度)

(円)

| | | 決算額 | 備 考 (説明) |
|-----------|-------------------------|-------------|--|
| 収 入 | 市からの指定管理料 | 463,007,885 | |
| | 診療所収入 | 61,897,884 | |
| | 児童発達支援等収入 | 138,418,554 | 通園 107,093千円、児童デイ 16,160千円 相談 14,354千円、保育所811千円 |
| | その他収入 | 2,345,172 | 利用者外給食収入・診断書料等 |
| | 補助金収入 | 4,587,000 | 物価高騰による支援金・顔認証システム設置の補助金 |
| | 計 | 670,256,495 | |
| 支 出 | 人件費 | 527,305,252 | |
| | 常勤職員人件費 | 431,408,713 | |
| | 非常勤医師人件費 | 21,959,758 | |
| | 産休・育休・欠員等代替 非常勤職員人件費 | 33,953,643 | |
| | その他の非常勤職員人件費 | 39,983,138 | |
| | 事業費 | 11,686,151 | 給食経費、日常諸費、教材費等 |
| | 管理費 | 87,524,724 | |
| | 光熱水費、電話代、燃料費 | 20,134,108 | |
| | 建物、設備等保守点検委託費 | 13,492,689 | |
| | 建物、設備等修繕料 | 5,665,391 | |
| | 通園バス運行委託費、 給食調理委託費 | 38,572,410 | |
| | その他物品リース料等 | 9,660,126 | |
| | 事務費等 | 9,728,333 | 旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等 |
| | その他の支出 | 1,817,136 | 利用者外給食費 |
| | 計 | 638,061,596 | |
| 差 引 (剰余金) | 32,194,899 | | |

(収支状況に関する補足説明、剰余金による取組等)

児童発達支援等収入増加の要因は、令和5年3月に行う計画相談を前年までは、来期に計上していたが、令和4年度より今期に計上する事とした。(260万)

新型コロナウイルスの感染状況が拡大し、職員や利用者においてキャンセルを余儀なくされました。また、新型コロナウイルス対応への特例評価加算はなくなり、診療所収入や児童発達支援事業等収入が減額する要因となりました。経費においては、ロシアがウクライナに侵攻後、円安の影響で電気代等の高騰がありました。また脳波計や相談ルーム「いろは」の施設が6年目を迎え、再リースにて運用し経費を抑えました。

※令和2年度から令和4年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。